

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）
設備導入型（一般・特別枠）
交付契約に関する考え方

日本貿易振興機構（JETRO）

（通則）

第1条 海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）（以下「本事業」とする）の補助金交付契約については、後日公表予定の「交付規程」に基づいて実施するものとする。当“交付契約に関する考え方”は、「交付規程」に記載される予定の内容を事前に示すものであり、本「交付契約に関する考え方」の各種様式についても「交付規程」に定める様式を正式なものとする。

（定義とそれぞれの役割）

- 第2条 本事業において「補助対象者」とは、補助申請にあたっての要件を満たす事業者をいう。
- 2 本事業において「補助申請者」とは、本事業への補助申請を行った事業者をいう。
- 3 本事業において「補助交付契約者」とは、補助申請後第7条1項に基づく採択決定の通知を受け、実際に補助交付の契約を行ったものをいう。
- 4 本事業において「事業実施法人」とは、補助対象者の海外子会社または孫会社で、海外における補助対象事業を実施する現地法人をいう。
- 5 本事業において交付契約を締結した「補助対象者」は、「事業実施法人」に対し、自身が遵守すべき事項と同様の事項を「事業実施法人」に遵守させる義務を負う。

（交付の目的）

第3条 本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強靱化し、日ASEAN 経済産業協力関係を強化することを目的とする。

（交付の対象及び補助率上限額）

- 第4条 本事業の事業実施支援事務局の日本貿易振興機構（以下「事業支援事務局」という）は、補助交付契約者が行う補助事業に要する経費であって、補助金交付の対象として事業支援事務局が認める経費項目（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 本事業は、日本に拠点及び法人（登記法人）格を持ち、日本における事業実態を有している等の要件を満たす民間団体等を対象として補助金を交付する。
なお、特定非営利活動法人が申請を行う場合は、従業員数が300人以下の法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業種）を行う法人であり、かつ認定特定非営利活動法人でないこと、また採択決定時までには本事業に係る「経営力向上計画」の認定を受けていることを要件として補助金を交付する。
- 3 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した別表1（表1）記載の経費とする。
- 4 補助金額の上限並びに補助率は、別表1（表2・表3）記載の通りとする。

（事業実施期間）

第5条 事業実施期間は、事業支援事務局が第7条第1項の規定に基づいて行った「採択決定日」から、2025年3月31日までの間で、事業支援事務局と補助交付契約者において締結した交付契約において定めた期間までとする。

（交付の申請）

- 第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、様式第1「補助金交付申請書」に「添付書類」として定めている書類を添えて、事業支援事務局に提出しなければならない。
- 2 申請者は、別表1（表3）記載の補助金額の範囲内で交付申請をすることができる。

（採択決定の通知）

第7条 事業支援事務局は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申

請書の内容を設置した委員会において、本事業公募要領「4. 補助対象事業の要件」ならびに「9. 審査基準」に定める事項を基準として審査を行う。同委員会において補助金を交付すべきものと認めるときは採択決定を行い、様式第2「補助金採択決定通知書」を申請者に送付するものとする。

2 事業支援事務局は、採択決定の通知に際して補助交付契約者に対し必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第8条 補助申請者は、補助金の採択決定の通知を受け、その決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面をもって事業支援事務局に申し出なければならない。

(交付の契約)

第9条 補助金の採択決定の通知を受け、その決定の内容及びこれに付された条件に対して不服がない場合には、補助対象者は様式第3「宣誓書」を事業支援事務局に提出し、様式第4「補助交付契約通知書」により、事業支援事務局と補助申請者において補助交付契約を締結するものとする。

(補助事業の経理等)

第10条 補助交付契約者は、補助事業に要する(要した)経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助交付契約者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、事業支援事務局及び経済産業省の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認)

第11条 補助交付契約者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ事業支援事務局に様式第5「計画変更(等)承認申請書」により、計画変更を申請し、承認を受けなければならない。

(1) 補助金交付申請額の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のうち変更しようとする少ない方の額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助金交付申請時に取得するとしていた50万円以上(税抜き)の機械、器具、備品その他の財産を変更しようとするとき。

(3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 交付申請時に提出された様式1の補助事業計画書の2. 事業内容に変更をもたらすものでない場合

(イ) 補助目的及び事業目標実現に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(5) 補助事業の全部もしくは一部を他に承継させようとするとき。

2 事業支援事務局が前項の承認をする場合、必要に応じ補助交付契約の内容を変更し、事業支援事務局と補助交付契約者において変更した補助交付契約を締結するものとする。

(契約等)

第12条 補助交付契約者は、補助事業を行うため50万円以上の売買、請負、その他の契約をする場合は、2者以上の見積もりを徴取しなければならない。ただし、補助事業を行ううえで、2者以上の見積もりを徴取することが困難又は不適當である場合は、随意契約によることができる。

2 補助交付契約者は、補助事業を行うため補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

3 補助交付契約者は、前2項の契約にあたり、契約の相手方に対し、補助事業を適正に行うために必要な調査に協力を求める措置を講じなければならない。

4 補助交付契約者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業を行ううえで、当該事業者でなければ、補助事業を行うことが困難又は不適當である場合は、事業支援事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 事業支援事務局は、補助交付契約者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助交付契約者は事業支援事務局から求めがあった場合はその

求めに応じなければならない。

- 6 本条第1項から第5項については、補助交付契約者が補助事業の一部を第三者に負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助交付契約者は必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助交付契約者は、第9条の規定に基づく補助交付契約によって生じる権利の全部又は一部を事業支援事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 事業支援事務局が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助交付契約者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助交付契約者が事業支援事務局に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事業支援事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助交付契約者から債権を譲り受けた者が事業支援事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 事業支援事務局は、補助交付契約者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 事業支援事務局は、補助交付契約者による債権譲渡後も、補助交付契約者との協議のみにより、補助金の額その他の補助交付契約の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該補助交付契約の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助交付契約者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助交付契約者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事業支援事務局が行う弁済の効力は、事業支援事務局が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故等の報告)

第14条 補助交付契約者は、自己の責任によらない理由により、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに様式第6「事故報告書」による事故等報告書を事業支援事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助交付契約者は、事業支援事務局より、補助事業の遂行及び収支の状況について報告を求められた時は、速やかに様式第7「遂行状況報告書」を作成し、事業支援事務局に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助交付契約者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は採択決定の通知記載の補助事業完了期限日のいずれか早い日までに、様式第8による補助事業実績報告書を事業支援事務局に提出しなければならない。

2 事業支援事務局は、補助交付契約者が、やむを得ない理由により第1項の補助事業実績報告書を提出できない場合は、期限について猶予することができる。

3 補助交付契約者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助事業に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 事業支援事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて、自ら現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の補助交付契約の内容（第

10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9「確定通知書」により当該補助交付契約者に通知する。

- 2 事業支援事務局は、補助交付契約者に交付すべき補助金の額を確定する際、本事業の公募要領における補助率調整指数審査における評価項目(ア)、(イ)または(ウ)等に係る事業開始当初の計画と終了後の結果に大きな乖離があり、その乖離に合理的な理由がない場合には、事業終了後の結果に基づいた補助率調整指数及び補助事業の補助率により、補助交付契約者に交付すべき補助金の額の確定を行うこととする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に事業支援事務局が支払うものとする。

- 2 補助交付契約者は、前項の規定により補助金の精算払いを受けようとするときは、様式第10「精算払い請求書」による請求書を事業支援事務局に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助交付契約者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11「消費税額および地方消費税額の額の確定に伴う報告書」により速やかに事業支援事務局に報告しなければならない。

- 2 事業支援事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(是正のための措置)

第20条 事業支援事務局及びAMEICCは、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、補助交付契約者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は、事業支援事務局及びAMEICCの指定する者により補助交付契約者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、補助交付契約者は協力しなければならない。

- 2 経済産業省及び会計検査院は、必要に応じて前項の措置を取ることができる。

(補助交付契約の解除等)

第21条 事業支援事務局は、次の各号の一に該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消しすることができる。

- (1) 補助交付契約者が、法令、本考え方又は法令若しくは本考え方に基づく事業支援事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助交付契約者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助交付契約者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助交付契約者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助交付契約者が申請内容の虚偽、本補助金を活用して取り組む事業について、国(独立行政法人等を含む。)が助成する他の制度(補助金、委託金等)との重複受給等が判明した場合
- (6) 補助交付契約者が、本書別添1の反社会的勢力排除に関する誓約事項に違反した場合
- (7) 補助交付契約者が、本書別添2の談合等の不正行為に関する事項に違反した場合
- 2 事業支援事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 事業支援事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第22条 補助交付契約者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助

事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助交付契約者は、補助事業期間内に取得財産等があるときは、第23条で処分を承認された財産を除き、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間管理しなければならない。
- 3 事業支援事務局は、上記期間に関わらず、補助交付契約者が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。）することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入額または収入見込額が設備導入時に事業者が負担した額を上回った場合については、当該収入額と当該事業者負担額の差額の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度に指定する口座に納付させることができるものとする。

（財産の処分の制限）

- 第23条 処分を制限する財産は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜き）以上の機械、器具、備品及びその他の財産とし、第15条第1項に定める補助事業実績報告書に様式第7による取得財産等管理台帳を添付して管理しなければならない。
- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、事業完了年度+3年間（フォローアップ期間）とする。
 - 3 補助交付契約者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12-1「財産処分承認申請書」による申請書を事業支援事務局に提出しなければならない。
 - 4 事業支援事務局は、前項の規定による取得財産処分申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、処分内容が適性と認めるときは財産処分承認を行い、様式第12-2「取得財産処分承認通知書」を補助交付契約者に送付するものとする。
 - 5 補助交付契約者は前項の承認を取得後、取得財産等を処分した場合、様式第10-2による承認通知書に記載がある書類を様式第12-3「財産処分報告書」に添付して事業支援事務局に送付するものとする。また、事業支援事務局は、様式第12-4「納付通知書」により、前条第3項に基づきその収入の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度に指定する口座に納付させることができるものとする。
 - 6 第3項の処分において、補助交付契約者が本補助事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産（機械・設備に限る。）を転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。）する場合は、様式第12-1「取得財産転用申請書」を事業支援事務局に提出し、その承認を受ければ、補助交付契約者は転用に係る前項の納付が免除される。
 - 7 補助交付契約者は、第1項に規定する取得財産が災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第3項の規定にかかわらず、様式第12-3「財産処分報告書」を事業支援事務局に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。なお、この項の処分において、補助交付契約者は前条第3項の納付は免除される。

（事業状況報告）

- 第24条 補助交付契約者は、補助事業期間及び補助事業期間後の3年間（フォローアップ期間）においては、4月1日から60日以内に、直近1年間の補助事業の進捗及び製品の流通状況等フォローアップ事項について、様式第13「事業実施状況報告書」を事業支援事務局に提出しなければならない。
- 2 補助交付契約者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を事業終了後5年間保存しなければならない。

（知的財産権等に関する届出）

- 第25条 補助交付契約者は、補助事業に係る発明、考案等に関して、補助事業年度終了後5年間は特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等（以下「知的財産権等」という。）を出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該知的財産権等の取得状況について、遅延なく様式第14「知的財産権取得状況報告書」を事業支援事務局に提出しなければならない。

（補助金返還）

- 第26条 事業支援事務局は、事業期間後の3年間（フォローアップ期間）、フォローアップ事項におい

て事業開始当初の計画と終了後の結果に大きな乖離があり、その乖離に合理的な理由がない場合には、交付した補助金の返還を求めることができる。なお、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の返還をもとめない。

(成果の発表)

第27条 事業支援事務局及び経済産業省は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助交付契約者に発表させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第28条 補助交付契約者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助交付契約者その他の第三者の秘密情報(間接補助交付契約者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助交付契約者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助交付契約者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助交付契約者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(個人情報保護に関する取扱い)

第29条 事業支援事務局は、補助申請者に関して得た情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)に従って取り扱うものとする。

2 事業支援事務局は、本事業の遂行、成果の報告等のために必要とされる場合には、AME ICC及び経済産業省に対して補助申請者に関して得た情報を提供することができる。この場合において、補助申請者は、本事業の公募要領に基づき当該情報提供に同意したものとみなす。

(反社会的勢力排除に関する誓約)

第30条 補助交付契約者は、本書別添1に記載の反社会的勢力排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(談合等の不正行為に関する事項)

第31条 補助交付契約者は、本書別添2に記載の談合等の不正行為に関する事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(海外安全管理)

第32条 補助交付契約者が補助事業を実施するために、海外に渡航する場合及び渡航中において、「外務省 海外安全ホームページ」における渡航先の(経由地も含む)海外安全情報を確認するとともに、感染症危険情報、スポット情報についても確認し、緊急時には事業支援事務局(日本貿易振興機構(ジェトロ)の現地事務所含む)並びに経済産業省・外務省(現地公館含む)の指示に従い、安全の確保に努めなければならない。

2 補助交付契約者が補助事業を実施する国・地域については「外務省 海外安全ホームページ」に基づき以下の条件とし、補助交付契約者は補助事業実施期間中、滞在国(移動のための滞在国含む)にてテロ・事件事故等が発生した場合、速やかに状況の報告を行い、事業支援事務局並びに経済産業省・外務省の指示に従い、安全の確保に努めなければならない。また、事業実施期間中に危険度の引き上げが生じた場合においては、事業支援事務局並びに経済産業省と事業の継続等について協議を実施し、その指示に従うこととする。

(1) レベル1以下の国・地域

最新の安全情報を確認の上、十分な安全対策並びに連絡体制を講じ、渡航計画(滞在場所・地域、滞在期間、滞在予定者、活動内容、現地連絡先等)を作成、事業支援事務局に提出したうえで事業を実施すること。また、事業の変更等が生じる場合については、速やかに事業支援事務局並びに経済産業省と協議のうえ、その結果・指示に従うこととする。

(2) レベル2以上の国・地域

当該国への渡航を伴う事業実施は原則不可とする。既に設立済みの事業実施法人による事業であって、現地駐在員等による事業実施についてはこれに該当しない。

- 3 補助事業においては、補助交付契約者の海外渡航に際し、常にその安否が確認できるよう緊急連絡網を作成し、事業支援事務局に共有するものとする。
- 4 前項の緊急連絡先については、人事異動や担務変更などの理由により、やむをえず変更となる際には、速やかに届け出のうえ、常に最新情報を維持するものとする。
- 5 第2項及び第3項に基づき、補助交付契約者より提出された渡航計画ならびに緊急連絡先等の情報は、補助事業の遂行ならびに緊急時の対応のみの利用とし、本事業以外の業務では利用しないものとする。

(その他)

第33条 事業支援事務局、AME ICC及び経済産業省は、補助交付契約者に対し、本考え方に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別添 2

談合等の不正行為に関する事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 事業支援事務局は、次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、補助交付契約者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条若しくは第6条の規定に違反し、又は補助交付契約者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第一号、第二号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が補助交付契約者に対し、独占禁止法第7条第1項の規定若しくは独占禁止法第8条の2第1項の規定に基づく排除措置命令、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定若しくは独占禁止法第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該排除命令又は納付命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、補助交付契約者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 本契約に関し、補助交付契約者（補助交付契約者の代表者、丙又は補助交付契約者の他の所属者を含む。）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条、又は独占禁止法第89条第1項、第90条第一号、若しくは第95条第1項第一号、第三号に規定する刑が確定したとき。

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 補助交付契約者は、前条第一号又は第二号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを事業支援事務局に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第49条の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金の納付を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為の場合の損害賠償等)

- 第3条 補助交付契約者が、本契約に関し、第1条各号のいずれかに該当したときは、事業支援事務局が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、かつ、事業支援事務局が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、補助交付契約者は本契約の全期間を通じて補助交付契約者が現実に受領する契約金額（補助交付契約者が現実に受領する金額が確定できない場合には、予定数量を基礎として算定する金額をいう。）の100分の10に相当する額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として事業支援事務局の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、事業支援事務局に生じた実際の損害額（直接の損害額に加え、事業支援事務局がこれに代わって本件委託業務を完了させ、又は瑕疵を修補するために要した費用《事業支援事務局の従業員又は事業支援事務局が指定する第三者の人件費、実費その他。》及び事業支援事務局が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用、並びに支給済みの契約金額、経費その他の費用を含むが、これに限られない。）が同項に規定する違約金の金額を超える場合

において、事業支援事務局がその超える分について補助交付契約者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

- 3 本条の規定は、本契約の期間満了後も有効に存続するものとする。

(談合等の不正行為の場合の損害賠償等)

第3条 補助交付契約者が、本契約に関し、第1条第1項各号のいずれかに該当したときは、補助交付契約者は、本契約の全期間を通じて補助交付契約者が受領する契約金額（補助交付契約者が現実に受領する金額が確定できない場合には、予定数量を基礎として算定する金額をいう。）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として事業支援事務局の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、事業支援事務局に生じた実際の損害額（直接の損害額に加え、事業支援事務局がこれに代わって本件委託業務を完了させ、又は瑕疵を修補するために要した費用《事業支援事務局の従業員又は事業支援事務局が指定人件費、実費その他。》及び事業支援事務局が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用、並びに支給済みの契約金額、経費その他の費用を含むが、これに限られない。）が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、事業支援事務局がその超える分について補助交付契約者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

- 3 本条の規定は、本契約の期間満了後も有効に存続するものとする。

別表 1

補助対象経費（表 1）

経費項目	主な経費支出可能項目
I. 事業費	
機械器具 装置等費	1. 土木・建築工事費 ・ 製造ライン等の新設・増設に必要な土木工事及び運転管理設備等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費
	2. 機械装置等製作・購入費 ・ 製造ライン等の新設・増設に必要な機械装置、その他ソフトウェアを含む備品の製作、購入及び備付け等に要する経費
	3. 改造費※ ・ 機械装置の改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）に要する経費 ※機械装置の保守（機能の維持管理等）及び修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費は対象外

補助率（表 2）

補助率	中小企業等グループ 3/4、中小企業 2/3、大企業 1/2 に補助率調整指数（20%～100%）を乗じた率以内
-----	--

補助金額の範囲（表 3）

【設備導入補助型（一般枠）】

項目	要件
補助申請金額	1 億円～50 億円

【設備導入補助型（特別枠）】

項目	要件
補助申請金額	100 万円～50 億円

様式第 1

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 佐々木 信彦 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）

補助金交付申請書

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）「補助契約に関する考え方」の定めるところに従うことを承知の上、同第6条の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. プロジェクト名

<input type="checkbox"/>	一般枠
<input type="checkbox"/>	特別枠 <input type="checkbox"/> 本申請が特別枠に該当することを経済産業省に相談した。

2. 個別案件票（様式第1別紙1・別紙2）

3. 特記事項

4. プロジェクト実施に要する経費 円（様式第1別紙3）

5. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 開始予定年月日 年 月 日

(2) 完了予定年月日 年 月 日

以上

(別紙1)

「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）」

設備導入補助型：個別案件票

プロジェクト名	
---------	--

1. 申請者概要

申請企業分類	<input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> 中小企業グループ ※中小企業等グループに該当する場合は下記「4. 協働する企業の概要」に要記載	
申請企業名 (グループ申請の場合は 幹事社名)		
代表者	役職	
	氏名	
ホームページ		
住所		
設立年月(西暦:YYYY年)		
資本金(出資金)(単位: 千円)	千円	
従業員数	名	
業種・業務内容		

2. 連絡担当者

連絡担当者	役職	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

3. 事業の概要

事業実施法人	
事業実施法人の資本内容 ※資本関係を明示した資料を添付	<input type="checkbox"/> 海外子会社（日本側出資比率10%以上） <input type="checkbox"/> 海外孫会社（日本側出資比率50%以上の海外子会社の出資比率50%超）

事業目的	
------	--

事業概要	<p>※事業計画は別添で詳述すること。（様式自由）「設備導入の対象となる工場・店舗」が複数ある場合は、事業計画において、関係性を説明する体制図等を用いて事業（サプライチェーン）の全体像につき解説すること。参加企業の概要については、併せて4に記入すること。</p>
生産品目の重要性等に関する特記事項	<p>品目名：</p> <p>※生産品目の重要性等特記事項がある場合はここに記載すること。（公募要領9.（1）⑤の（イ）または（ウ）に該当する場合、「各種統計上において生産拠点の集中度の高い物資」に該当する場合はここに根拠とともに明記すること。別途添付資料をつけても良い。</p>
当該品目の自社における生産拠点集中度	<p>※設備導入補助以前の自社での生産拠点集中度を記載すること。（定量的な根拠資料がある場合は別添すること）また、その数字が本事業によりどの程度低減される予定かを記載すること。</p>
サプライチェーン強靱化への寄与	<p>※申請事業がサプライチェーンの強靱化へどのように寄与するものか、記載すること。</p>

事業内容の先進性	<p>※事業内容（導入する製造設備や工程）が先進性を有する場合はその内容について記述すること。</p>	
当該品目の製造実績	<input type="checkbox"/> 当該品目を <input type="checkbox"/> 類似品目（品目名： ）を	<p>●●年間製造</p>
設備導入予定の工場・店舗等の概要	<p>※類似品目の実績のみの場合は、こういった知見をどう転用できるのかを記載すること。</p> <p>※立地場所、立地スペースの不動産の状況等を記入すること。（詳細資料がある場合は事業計画とともに別添すること）</p>	
導入予定設備の内容	<p>※導入予定設備の内容・規模を、必要な付帯設備（クリーンルーム等）も含めて明記すること。また、申請費用の費目（公募要領「7. 補助対象経費（1）」を参考）も併せて記載すること。</p>	
事業計画概要	<p> 年 月 ～ 年 月（所要期間： 年 ヶ月）</p> <p>※実施体制を含む詳細は別添の事業計画で記載。ここでは設備導入の開始、完成年月、生産ラインの稼働、出荷開始年月等、メルクマールを明記すること。</p>	

事業計画についての特記事項	※他社（他事業）との協業等、何らかの方法により事業計画を効率的に進めるための特記事項がある場合はここに記載すること。
事業費概算(単位：百万円)	百万円
事業経費の調達見込み (補助予定分を除く)	百万円（調達先： ）

4. 協働する企業の概要 ※2社以上と協働する場合は、この欄をコピーして記載すること

名称	
代表者	役職
	氏名
ホームページ	
住所	
設立年月(西暦：YYYY年)	
資本金(出資金)(単位：千円)	千円
従業員数	名
業種・業務内容	
申請者との役割分担	

5. 応募資格基礎要件

<input type="checkbox"/>	日本に拠点及び法人（登記法人）格を持ち、日本における事業実態を有していること。
<input type="checkbox"/>	予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
<input type="checkbox"/>	省庁や団体等が定める補助金交付停止、契約指名停止等に該当していないこと。在外事業者等の場合はこれに準ずる対象でないこと。
<input type="checkbox"/>	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと（手続開始の決定後、再認定を受けているものを除く）。
<input type="checkbox"/>	事務局の要請に応じた経理及びその他の事務についての説明・報告ができること、事務局が事業を請負契約する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。また、本事業の

	成果普及のため事業実施報告書の概要を公表することや事業の成果把握のために事務局が実施するフォローアップ事項（公募要領「4. 補助対象事業の要件」に記載）に同意するとともに、その他アンケート等にご協力いただけること。
<input type="checkbox"/>	公募要領「4. 補助対象事業の要件」に記載の＜補助金交付契約不履行時における補助金返還＞に同意していること。

他機関が提供する支援等と本事業の支援を重複して受けている、あるいは、応募予定がある場合、支援事業名とその概要（同様のプロジェクトの他のフェーズでの支援であればそれが分かるように）を下記に記入してください。

(別紙2)

「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）」

個別案件票（詳細、様式自由）

日ASEAN サプライ チェーン 強靱化へ の貢献度 について	本事業で増設される施設・設備の立地場所			
	(A) ASEAN域内	(B) ASEAN周辺国 (ASEAN10ヶ国と国境を接 する国)	(C) その他地域	
	本事業の支援対象となるサプライチェーンの全体像 (資本関係も含め図解すること。)			
	本提案における製品・部素材の流通先 ※事業年次毎に異なることが予想される場合は、その旨明示的に記載し、事業年次 毎に分けて記載すること。			
	日本への輸出 A 0~20% B~40% C~60% D~80% E~100%			
	<div style="border: 1px solid black; height: 80px;"></div>			
	(B) 自国内での流通（消費） A 0~20% B~40% C~60% D~80% E~100%			
	<div style="border: 1px solid black; height: 80px;"></div>			
(C) ASEAN域内他国への輸出 A 0~20% B~40% C~60% D~80% E~100%				
(D) ASEAN域外への輸出 A 0~20% B~40% C~60% D~80% E~100%				

事業の重要度	<p>本提案における製品・部素材について、「国民が健康な生活を営む上で重要なもの（下記のいずれか）」に該当する場合は該当番号を選択すること。</p>
	<p>1. 政府が増産要請をしているもの（マスク等） ※増産要請文等、第三者による証明書を添付すること。</p>
	<p>2. 「防災基本計画」において、「調達体制の整備を行う」とされているもの（トイレットペーパー、消毒液、マスク等）</p>
	<p>3. 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、「都道府県等に対し、医療機関において十分な量を確保するよう要請する」とされているもの。 （人工呼吸器、防護服等）</p>
	<p>本提案における製品・部素材について、サプライチェーン上の上工程に属し、供給が途絶した場合の影響が甚大である場合は、定量的な根拠をもってその内容・程度について記述すること。必要に応じて統計資料等、第三者の発行するエビデンスを添付すること。 例) レアメタル・レアアース、半導体、電子部品等</p>
<p>その他、「日ASEAN経済協力」の観点から、本事業の業務内容に特筆すべき点がある場合は記述すること。</p>	

(別紙3)

「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）」

経費概算

区分	内訳	単価(千円)	数量	単位	数量	単位	計(千円)
1. 事業費	(1) 土木・建築工事費						0
	費目名	×			×		0
		×			×		0
		×			×		0
		×			×		0
		×			×		0
		×			×		0
	(2) 機械装置等製作・購入費						0
		×			×		0
		×			×		0
		×			×		0
		×			×		0
	(3) 改造費						0
		×			×		0
	×			×		0	
	×			×		0	
	×			×		0	
3. 再委託費						0	0
		×			×		0
2. 小計	(1) + (2) + (3)						0
3. 合計	5. + 6.						

(注1) 区分（人件費、事業費、再委託費等）は変更しないようお願いします。

(注2) 記載している内訳は例示。募集要領の経費区分に応じて必要経費を記載してください。

様式第2（設備導入補助型）

年 月 日

申請者 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 佐々木 信彦

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）
（設備導入補助型）
採択決定通知

〇〇年〇〇月〇〇日付けにて申請があつた海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）については、「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）交付契約に関する考え方」もしくは「同事業交付規程」及び「同事業公募要領」に基づき、下記のとおり採択することに決定しましたので通知します。

記

プロジェクト名：
補助申請者名：
事業実施法人名：
事業実施期間：
事業経費概算額：

以上

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 佐々木 信彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）
（設備導入補助型）
補助交付契約宣誓書（案）

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）（以下「本事業」）補助金公募でBDA2006**/////にて採択された「プロジェクト名：*****事業」の補助交付契約者（株式会社〇〇）として下記事項について承諾することを宣誓いたします。

記

宣誓内容

1. 本事業を実施するにあたり、「公募要領」、「本事業交付規程」を順守して事業を実施することを承諾いたします。

以上

宣誓者：

プロジェクト名：

補助交付契約者名：

事業実施法人名：

事業実施期間：

補助交付契約金額：

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 佐々木 信彦

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）
（設備導入補助型）

補助交付契約通知書（案）

〇〇年〇〇月〇〇日付けにて申請があつた海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）については、「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）交付規程」に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、〇〇年〇〇月〇〇日付けにて申請があつた「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）交付申請書（以下「交付申請書」という。）」記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。
 - （1）補助事業に要する経費
 - （2）補助対象経費
 - （3）補助金の額

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

5. 補助交付契約者は、「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）交付規程」第〇条に従つて補助事業を実施しなければならない。

6. 補助交付契約者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければならない。

- （1）補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - （2）前号の者が実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等
7. その他、事業支援事

務局の付した条件を遵守しなければならない。

様式第5（設備導入補助型）

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 佐々木 信彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）
（設備導入補助型）
計画変更（等）承認申請書（案）

「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）交付規程」第〇条の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. プロジェクト名
2. 計画変更の内容
3. 計画変更を必要とする理由
4. 計画変更が本事業に及ぼす影響
5. 変更後の本事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額（新旧対費）
6. 同上の算出基礎

（注） 1. 中止又は廃止にあつては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

様式第6（設備導入補助型）

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 佐々木 信彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）
（設備導入補助型）
事故報告書（案）

「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）交付規程」第〇条の規定に基づき、本事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

以上

様式第7（設備導入補助型）

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 佐々木 信彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）
（設備導入補助型）
遂行状況報告書（案）

「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）交付規程」第〇条の規定に基づき、事業遂行状況について下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

以上

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 佐々木 信彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）
（設備導入補助型）
実績報告書（案）

「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）交付規程」第〇条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した事業

(1) 補助事業内容

--

(2) 重点的に実施した事項

--

(3) 補助事業実施効果

--

2. 補助事業の収支決算

(1) 収入

項 目	金 額
自 己 資 金	
間接補助金充当額	
合 計	

(2) 支出

(イ) 総括表

支出項目	支出経費	補助対象経費
	合計	
補助率調整指数を乗じた額		
補助金確定額	交付決定額	
	実績額	

(ロ) 経費の内訳

様式第9（設備導入補助型）

年 月 日

申請者 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 佐々木 信彦

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）
（設備導入補助型）
補助金額確定通知書（案）

年月日付け文書をもって報告のありました上記の件については、「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）交付規程」に基づき、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1. 補助金の額
2. 補助事業に要した額
3. 補助金確定額

以上

様式第10（設備導入補助型）

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 佐々木 信彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）
（設備導入補助型）
精算払い請求書（案）

「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）交付規程」第〇条の規定に基づき、下記の通り
請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）

円

2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

金融機関名			支店名	本・支店
<input type="checkbox"/> 当座	口座番号		フリガナ	
<input type="checkbox"/> 普通			預金名義	

以上

様式第11（設備導入補助型）

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 佐々木 信彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）
（設備導入補助型）
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（案）

「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）交付規程」第〇条の規定に基づき、下記の通り
請求します。

1. 補助金額（交付規程第〇条による額の確定額）

円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額

円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 佐々木 信彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）
（設備導入補助型）
財産処分承認申請（案）

年 月 日付けをもって補助交付契約を締結した上記事業について「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）交付規程」第〇条の規定に基づき、下記の通り申請します。

記

1. プロジェクト名
2. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分方法	処分の理由	備考 (処分の時期等)

(注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。

(注) 2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）
4. 処分の条件

以上

様式第12-2（設備導入補助型）

年 月 日

申請者 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 佐々木 信彦

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）
（設備導入補助型）
取得財産処分承認通知書（案）

月 日付け文書をもって申請のありました上記の件については、「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）交付規程」に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. プロジェクト名
2. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分方法	処分の理由	備考 (処分の時期等)

(注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。

(注) 2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的
4. 処分の条件

以上

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 佐々木 信彦 殿

申請者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業 (第一回)
(設備導入補助型)
財産処分報告書 (案)

年 月 日付けをもって承認された上記事業について、「海外サプライチェーン多元化等支援事業 (第一回) 交付規程」に基づき、下記の通り報告します。

記

1. プロジェクト名
2. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕 様	数 量	処 分 方 法	処 分 の 理 由	備 考 (処分の時期等)

(注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。

(注) 2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方 (住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)
4. 処分の条件

以上

様式第12-4 (設備導入補助型)

年 月 日

申請者 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 佐々木 信彦

海外サプライチェーン多元化等支援事業 (第一回)
(設備導入補助型)
納付通知書 (案)

「海外サプライチェーン多元化等支援事業 (第一回) 交付規程」第〇条の規定に基づき、下記の通り
請求します。

記

1. 財産処分にかかる納付請求金額 (算用数字を使用すること。)

円

2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

金融機関名			支店名	本・支店
<input type="checkbox"/> 当座	口座番号		フリガナ	
<input type="checkbox"/> 普通			預金名義	

以上

様式第13（設備導入補助型）

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 佐々木 信彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）
（設備導入補助型）
事業実施状況報告書（案）

「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）交付規程」第〇条に基づき、下記の通り事業の実施状況を報告します。

記

1. プロジェクト名
2. プロジェクト進捗状況
3. 製品の流通状況
4. 補助事業の開始及び完了予定日（完了している場合においては完了日）
 - (1) 開始予定年月日 年 月 日
 - (2) 完了予定年月日 年 月 日

以上

様式第14（設備導入補助型）

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 佐々木 信彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）
（設備導入補助型）
知的財産権取得状況報告書（案）

「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）交付規程」第〇条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 種類（出願番号及知的財産権の種類）
2. 内容
3. 相手先及び条件（譲渡又は実施権を設定した場合）

（注1）「知的財産権」とは、特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物の著作権及び外国における上記各権利に相当する権利、上記各権利を受ける権利をいう。